

台風21号の被害による冷蔵倉庫業務の停滞に関するお願い

寄託者各位

2018年9月7日

近畿冷蔵倉庫協議会

会長 西願 廣行



拝啓

25年ぶりの非常に強い台風21号が近畿地方を直撃し甚大な被害が発生していますが、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

私共、営業冷蔵倉庫業界に於いても、強風や高潮・高波による建物や冷凍設備への直接被害と大規模停電による業務停止が相当数発生いたしました。

これにより、寄託者の皆様には多大なるご迷惑をおかけしている事と存じます。

当協会会員各事業所では出来る限り早急な復旧、正常化をめざし最大の努力を致しておりますが自助努力と会員相互の扶助だけでは如何ともしがたい面も多く、苦慮致しております。

また、同一地域内に於いても被災状況や停電の有無が異なり皆様にご懸念を抱かせる結果となっています。特に停電の有無については隣り合った事業所に於いても電力会社の配電線の経路が異なることによる場合や、電線への直接被害の状況、復旧工事への障害の有無などによって通電の時期が大幅に変わると電力会社より説明を受けています。

これらの結果、冷蔵倉庫業務の停止や停滞が数多く発生いたしました。協会に於いてもこの状況を把握し、関西電力へ早期かつ優先的な復旧の申し入れを行っていますが今なお通電に至っていない事業所も少なくありません。また、停電等の非常時には冷蔵倉庫寄託約款（甲26条、乙23条等）に基づき倉庫の開閉は一切行わないこととなっています。これは、室温上昇による保管中のすべての商品への影響拡大を防ぐ上で欠くことの出来ない処置です。皆様には今しばらくのご猶予とご協力をお願いいたします。

また、業務停止や停滞により皆様に損失が発生されている事と推察いたしておりますが、これらの損失に対する補償等につきましても倉庫業法の規定により定められている冷蔵倉庫寄託約款（甲42条、乙39条）により免責事項となっております。当協会と致しましても会員各事業者に対し法令に基づく寄託約款の順守を推進するよう国土交通省からも指導を受けています。皆様には大変なご迷惑をおかけ致しており、大変心苦しい限りでは御座いますが、何卒ご賢察の上、ご理解とご協力を頂きたく重ねてお願い申し上げます。

敬具